

羽生ファルコンズ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は羽生ファルコンズと称する。

(代表)

第2条

- 1、代表者 渡辺実来
- 2、代表の変更には現代表の指名と、総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

(活動目的)

第3条

バスケットボールを一生懸命プレイすることを楽しみ、競技を通じてライフスキルの獲得を目指す。また、全員が全てのポジションの練習を行い、将来にわたって通用するスキル、戦術の習得を目指す。

(総会)

第4条

定期総会は年度当初に保護者会会長が招集する。臨時総会は会長もしくは代表が必要に応じて招集する。

- ◆チームスタッフの報告
- ◆事業報告
- ◆会計報告
- ◆保護者会役員人事の承認
- ◆規約の改廃
- ◆その他

(事業)

第5条

クラブは次の事業を行う。

- 1、主たる事業
 - ◆バスケットボールをプレイする（楽しむ、競い合う）。
 - ◆公式戦、練習試合に参加する。
 - ◆その他、本クラブの目的達成に必要な事業。
- 2、付帯事業
 - ◆クラブ卒団生への継続的技術指導。
 - ◆保護者や地域住民に対するバスケットボール指導。

(運営)

第6条

- 1、クラブにはコーチ、アドバイザー、ボランティアのスタッフを置く。なお必要に応じて他のスタッフ（帯同審判、モデルプレイヤーなど）をおくことができる。
- 2、指導方針、活動計画、スタッフ人事など、当クラブに関わることの全ては代表が最終決定権を持つ。ただし、スタッフ、保護者の意見を聞きチーム運営が円滑に進むように心がける。
- 3、活動計画・指導の実施はチームスタッフ、保護者会、外部協力者が協力して行う。

(クラブ員)

第7条

- 1、クラブ員は、井泉小学校、村君小学校、手子林小学校、三田ヶ谷の児童（1年生～6年生中心）を原則とする。（移籍等に関しては管轄ミニバスケットボール連盟の規則に従う。）尚、これらの学区に在住している私学の児童も受け入れる。
また、チーム運営に支障をきたさないと判断される場合は6歳以下の入団も認める。
- 2、ミニバスケットボールチームを持たない地域の児童については連盟のルールに準じて受け入れる。

(退部措置)

第8条

代表は次のクラブ員を保護者会に報告した後に、退部させることができる。

- ◆規律または風紀を乱す者。
- ◆規律または風紀を乱す者が保護者の場合は、本人とその被保護者。

第2章 保護者会

(目的)

第9条

羽生ファルコンズを支持し、クラブ運営の補助をする。

(事業)

第10条

保護者会は必要に応じて次の事業を行う。

- ◆クラブ員の引率（原則各家庭の責任で行う）及び応援。
- ◆練習のサポート（モデルプレイヤー、当番、傷病者の介護、引率、応援等）。
- ◆クラブの資金援助（体育館使用料、大会登録費、備品購入費、コーチ関係経費、外部協力者お礼等）。
- ◆クラブの事務（チーム登録・大会登録手続き、配布物作成、遠征手配等）。
- ◆その他必要な事業。

(会員)

第11条

- 1、会員は、クラブ員の保護者とする。
- 2、会員は、円滑なクラブ運営に協力する。

(役員)

第12条

- 1、保護者会は役員に、会長・副会長・会計・監査を置く。
その任期は一年とする。ただし再任は妨げない。
- 2、会長は、保護者会を代表し、会務の決定及びクラブの事務処理や役員会のまとめを行う。
また会員との連絡を行う。
- 3、副会長は、会長を助け代理する。
- 4、会計は会計処理を行う。
- 5、監査は会計監査を行う。
- 6、全役員は、必要に応じて会長を補佐する。
- 7、全会員は、必要に応じて役員を補佐する。

(役員会)

第13条

保護者会役員、又は代表は、必要に応じ役員会を開催する。

第3章 会 計

(会計)

第14条

- 1、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2、収入は、会費・寄付金及びその他の収入。
- 3、支出は、体育館使用料、大会登録費、備品購入費、コーチ関係経費、外部協力者お礼等。

(会費等)

第15条

会費は保護者会の会員が負担し、次の金額とする。

- ◆会費は、選手1人につき3ヶ月ごとに6000円（月2000円）とする。
- ◆途中入会、途中退会については、月割清算とする。
- ◆過不足がある場合は保護者会にて相談する。
- ◆集金日は前集金で4月・7月・10月・1月とする。
- ◆スポーツ安全会加入金、個人登録料は、個人負担とする。（年度当初に別途集金）
- ◆別途、物品購入費を定める。

第5章 雑 則

(責任)

第16条

本クラブは、次のことにおいて責任を負わないものとする。

練習などの事業活動において生じた事故・怪我などについて。

練習参加や引率などの事業活動参加のための移動中に生じた事故。

※全員スポーツ保険加入が義務付けられておりその範囲で保障をする。

(規約の改正)

第17条

この規約の改正は、総会において代表の同意と出席者の過半数の同意を必要とする。